

OECDレポート2章

担当者： 前田陽一
松永真之介

2, 0 EPRとは何か

- OECDの定義

「製品に対する物理的及び、または、財政的な生産者責任を、製品のライフサイクルにおいて、使用済み段階まで拡大すること」

- ポイント

1、 物理的および、または、財政的で、全面的、または、部分的な責任を、地方自治体から、上流部門の生産者へと移すこと。

2、 環境配慮型の製品設計を行うよう、生産者に動機を与えること。

→ EPRプログラムとは、消費財のメーカー、流通業者、消費者、政府間の廃棄物管理に関する従来の責任のバランスを変えることである。

2, 1 イントロダクション

ガイドンスマニュアルの目的：

本書の目的は、EPR政策を確立しようとする政府に対する情報の提供であり、特定の手順を規定するものではない。

(国家の優先事項、目標、目的、国内産業などの状況が、国によって異なるため、一つの手法を、すべての製品、製品分野、廃棄物の流れに適用することはできない。)

2章： EPRの確立に必要な行動に関する情報、EPR政策決定の際に考慮すべき基本的構想が与えられる。

2, 2 EPRの基本原則

下記の基本原則を考慮すれば、EPRのプログラムは、十分に可能性を発揮する。

1、 EPR政策及びプログラムは、より環境に安全なものにするために、設計の段階の上流部門に変化を組み込ませるという動機を生産者に提供するように設計すべきで

ある。(2 , 0)

- 2、 生産者による実施にあたっては柔軟性を持たせ、結果を出すための手段ではなく結果に焦点をあて、技術革新を奨励するような政策にすべきである。(2 , 9)
- 3、 政策では、ライフサイクル手法を考慮して、環境影響の増加や、製品連鎖内の別の場所への移転を防ぐべきである。
- 4、 責任は明確に定義し、製品連鎖全体に到る複数の行為者の存在によって弱まらないようにすべきである。(2 , 4・5・6)
- 5、 政策決定では、製品・製品分類・廃棄物の流れに関する特徴や特性を考慮すべきである。製品の多様性や異なる特徴を考えると、一種のプログラムまたは手法を、全ての製品・製品分類・廃棄物の流れに適用することはできない。(2 , 1)
- 6、 選択した政策手段は柔軟なものとし、全ての製品や廃棄物の流れに対して一つの政策を設定するのではなく、ケース・バイ・ケースで選択すべきである。
- 7、 生産者責任を製品のライフサイクルへ拡大することは、製品連鎖全体にいたる行為者間のコミュニケーションを増大させる方法で行うべきである。(2 , 1 1)
- 8、 コミュニケーション戦略は、消費者を含めた製品連鎖の全ての行為者にプログラムに関する情報を知らせて、彼らの支援と協力が得られるように考慮すべきである。(2 , 1 1)
- 9、 プログラムの受容性と有効性を高めるために、目標・目的・費用・便益などを検討する利害関係者の相談会を実施すべきである。(2 , 1 1)
- 1 0、 地方政府は、その役割を明確にし、プログラム実施に関する助言を与えるための相談を受けるべきである。(2 , 1 1)
- 1 1、 環境に関する国家の優先事項・目標・目的をいかに最高に満たすかという点から、自主的ならびに義務的な取り組みを考慮すべきである。(2 , 7)
- 1 2、 E P Rプログラムの包括的な分析を行うべきである。(例えば、E P Rに適している製品・製品分類・廃棄物の流れはどれか、歴史的な製品を含めるべきか否か、製品連鎖における行為者の役割など。)(2 , 6)
- 1 3、 E P Rプログラムが適切に機能し、評価に対して柔軟に反応できるように、E P Rプログラムを定期的に評価すべきである。(2 , 9)
- 1 4、 プログラムの立案・実施は、国内の経済的混乱を避け、環境的な便益が得られるような方法で行うべきである。(2 , 9)
- 1 5、 E P R政策やプログラムの立案・実施過程は、「透明性」を確保しなければならない。(2 , 1 1)

2, 3 プログラムの目的と目標

EPRプログラムの計画の中で、EPR政策の目標と、プログラムの目的を確立することが重要である。

目標

目標は、特定の環境改善との関係で、決定されるべきである。

- 省資源（自然資源消費の削減）
- 資源の枯渇を避ける
- 環境を配慮した製品
- 持続可能な社会の推進のための循環型社会の構築

目的

目的は、政策目標達成のための特定の行動、計画的段階のことである。

- 自然資源使用の削減
- 特定原料使用の削減
- 有毒物、危険である可能性のある成分のものの使用削減
- (不法)投棄の削減（reducing littering）
- ゴミ焼却の削減と、それに伴う汚染の削減
- 埋め立てと、それに伴う汚染の削減
- 最終廃棄量の削減
- エネルギー使用量の削減
- 廃棄費用の財政的割り当て
- 廃棄コストなどの外部性の製品価格への反映
- 再利用とリサイクル率の向上
- 最大限の価値保存のための原料リサイクル率の向上
- 特定製品、企業、廃棄の流れをまとめるシステムの形成
- 納税者の廃棄費用削減
- 地方自治体の廃棄費用負担の軽減
- 製品の開発

環境に配慮した製品

毒性、危険性の少ない製品

リサイクル技術の向上

原料使用の改善

目標と、目的の設定の際、考慮すべきことが 2 , 4 ~ 1 1 で説明される。

2 , 4 言語の定義

2 , 5 適用範囲の特定

2 , 6 どの製品、廃棄物の流れに E P R を適用するか

E P R とは？

消費財のメーカー、流通業者、消費者、政府間の廃棄物管理に関する従来の物理的責任、財政的責任のバランスを変えることである。

→ 重要なポイント

- 1、責任の割り当て
- 2、生産者が誰であるのか

→ 2,2,4：責任は明確に定義し、製品連鎖全体に到る複数の行為者の存在によって弱まらないようにすべきである。

2 , 4 言語の定義

言語の定義は、言語による混乱、抜け道を避けるためにも、重要である。

(A N N E X A や、E P R フレーズ の参照)

2 , 5 適用範囲の特定

2 , 6 どの製品、廃棄物の流れに E P R を適用するか

目標と、目的を考慮し、生産者、廃棄物の流れ、目標となる分野の特定をする。

E P R は、廃棄物の流れに入ってくる大量の容器包装に対処する取り組みとして開始された。現在、O E C D 諸国では、容器包装、電子・電気製品、バッテリー、ペンキ缶、自動車、オイル、タイヤ、冷蔵庫などと、E P R の適用領域は広まっている。

政策立案者の考慮すべきこと

製品のタイプ、耐久性、製品分布、中古商品市場、中古原料・部品市場、
製品の数量、製品分野内の同一性、製品の分布範囲

→2,2,12：E P Rプログラムの包括的な分析を行うべきである。（例えば、E P Rに適している製品・製品分類・廃棄物の流れはどれか、歴史的な製品を含めるべきか否か、製品連鎖における行為者の役割など）

2, 7 法的アプローチと行政アプローチ

E P R実行のアプローチを産業ベースの自主的な手法で行うか、もしくは、政府主導の義務的アプローチで行うか

2, 7, 1 義務的アプローチ

義務的アプローチで必要なもの

適切な機構、監視役、許可制（法の遵守のため）
法プログラムのコスト・行政コストの算定

2, 7, 2 自主的アプローチ

自主的アプローチの種類

- 産業の一方的な公約
- 汚染者と被害者間の直接交渉による合意
- 公的機関と産業界の合意
- 公的機関による自主的プログラムに産業界を参加させる

自主的アプローチの動機

- 政府の介入を避ける
- 広報活動の中で、企業の姿勢を示す
- 企業プログラムの一部
- 市場シェアの拡大

→結果として、原料・エネルギー消費の削減、周辺住民・利害関係者からの信用増加につながる。

→2,2,11：環境に関する国家の優先事項・目標・目的をいかに最高に満たすかという点から、自主的ならびに義務的な取り組みを考慮すべきである。

2, 8 目標値と割合量 (quota)

目標値、割当量が設定される(リサイクル・再利用率)と、E P R実行は効果的に進む。

目標設定時に考慮すべきこと

- 誰が目標設定に関与するか(利害関係者など)
- 自主的な目標か、義務的な目標か
- 目標達成期間はどのくらいか。段階的投入はするか。
- 目標が期間内に達成されなかったらどうするか
- 基礎となるデータが、目標に対し有効であるか
- 目標を達成できる市場受容量はどのくらいか

2, 9 リサイクル品の需要と供給

リサイクル品の需給の均衡を考えると、目標値・割当量の設定は、長期の計画を重視するよりも、短期の調整に注目し、柔軟性をもたせる必要がある。

(例： 目標値・割当量の段階的投入など)

→ 2,2,2：生産者による実施にあたっては、柔軟性を持たせ、結果を出すための手段ではなく、結果に焦点をあて、技術革新を奨励するような政策にすべきである。

2,2,13：E P R プログラムが適切に機能し、評価に対して柔軟に反応できるように、E P R プログラムを定期的に評価すべきである。

2,2,14：プログラムの立案・実施は、国内の経済的混乱を避け、環境的な便益が得られるような方法で行うべきである。

2, 11, 1 循環型社会の促進

2, 11, 2 利害関係者との協議

利害関係者： 政府、産業界、輸入業者、非政府組織、公的機関、市民団体など

利害関係者との協議は、プログラムへの合意と理解のためにも必要である。

2, 11, 3 プログラムの透明性

E P R の設定と実行は、明確で客観的である必要がある。

- E P R プログラムの目的はなにか
- どのような E P R 手法が考えられるか、そして、それはなぜか
- 誰を生産者とするか
- E P R 対象者の役割と、責任は何か

- 国民と消費者の役割は何か
- 生産者の最終廃棄量削減の行動とは、どのようなことか
- どの種の行政管理手法があるか
- EPRの実行に関し、どのような情報を受けられるのか
- 廃棄物処理費用とは何か、廃棄費用、もしくはリサイクル費用に関し消費者から徴収する手数料、税金、とはどのようなものか

2, 11, 4 EPR情報の配布

消費者の役割

消費者が、製品の選択において、絶対的な力をもっているため、消費者の参加なくして、EPRの成功はない。

→ 消費者、またすべての関係者の参加を促すために、EPR内で、各主体の果たす役割、責任に関する情報を適切に与えることが重要となる。

情報伝達計画

- 誰を教育するか（国民、消費者、生産者、貿易業界、協会、地方自治体、環境グループ）
- 情報には、教育、マニュアル、パンフレット、セミナー、宣伝が必要だ。
- プランの実行スケジュール

→ 2,2,7：生産者責任を製品のライフサイクルへ拡大することは、製品連鎖全体にいたる行為者間のコミュニケーションを増大させる方法で行うべきである。

2,2,8：コミュニケーション戦略は、消費者を含めた製品連鎖のすべての行為者にプログラムに関する情報を知らせて、彼らの支援と協力が得られるように考慮すべきである。

2,2,9：プログラムの必要性和有効性を高めるために、目標・目的・費用・便益などを検討する利害関係者の相談会を実施すべきである。

2,2,10：地方政府は、その役割を明確にし、プログラム実施に関する助言を与えるための相談を受けるべきである。

2,2,15：EPR政策やプログラムの立案・実施過程は「透明性」を確保しなければならない。

2, 12 まとめ

1. EPRのガイドは、EPRプログラム、政策の設定時に考慮に入れられるべきである。
2. 政策の目的と目標はEPR設定過程、利害関係者との協議の早期の段階で確定されるべ

きで、E P Rの目的と目標は、国家の環境優先性を支え、補完するものでなければならない。

3. 特定の用語は、きちんと定義されなければならない。
4. E P Rの適用範囲は、政策の目標との関係を重視して、設定されなければならない。
5. 製品、製品分類、廃棄の流れはE P R政策手法と合致されなければならない。
6. E P Rプログラムが、自主的なプログラムで行われるか、義務的なプログラムで行われるかは、早期に確立されなければならない。もし、義務的な手法が取られるなら、どのような必要条件を設定するのが重要となる。自主的な手法の場合、全面的に自主的な手法が取られるか、部分的に取られるかを決めることが必要である。現在取られている産業ベースの自主協定は、効果的である。自主協定の場合、どの程度監視するのは、考慮しなければならない。
7. 目標と数値は、中古市場の需要量に合わせて設定されなければならない。目標は、市場の変化に対応されるべきである。
8. E P Rは国家、地方の政策優先性、プログラム、法律を支え、補完するものでなければならない。
9. E P R政策は、政府と地方における、循環型の消費、生産の構築を支え、促進しなければならない。
10. 利害関係者との協議はE P R政策の確立過程に不可欠なものである。
11. E P R製作の設計過程、プログラムの設立段階での透明性は確保されなければならない。
12. 利害関係者に効果的に必要な状況を配布するために、情報の普及計画を立て、実行しなければならない。